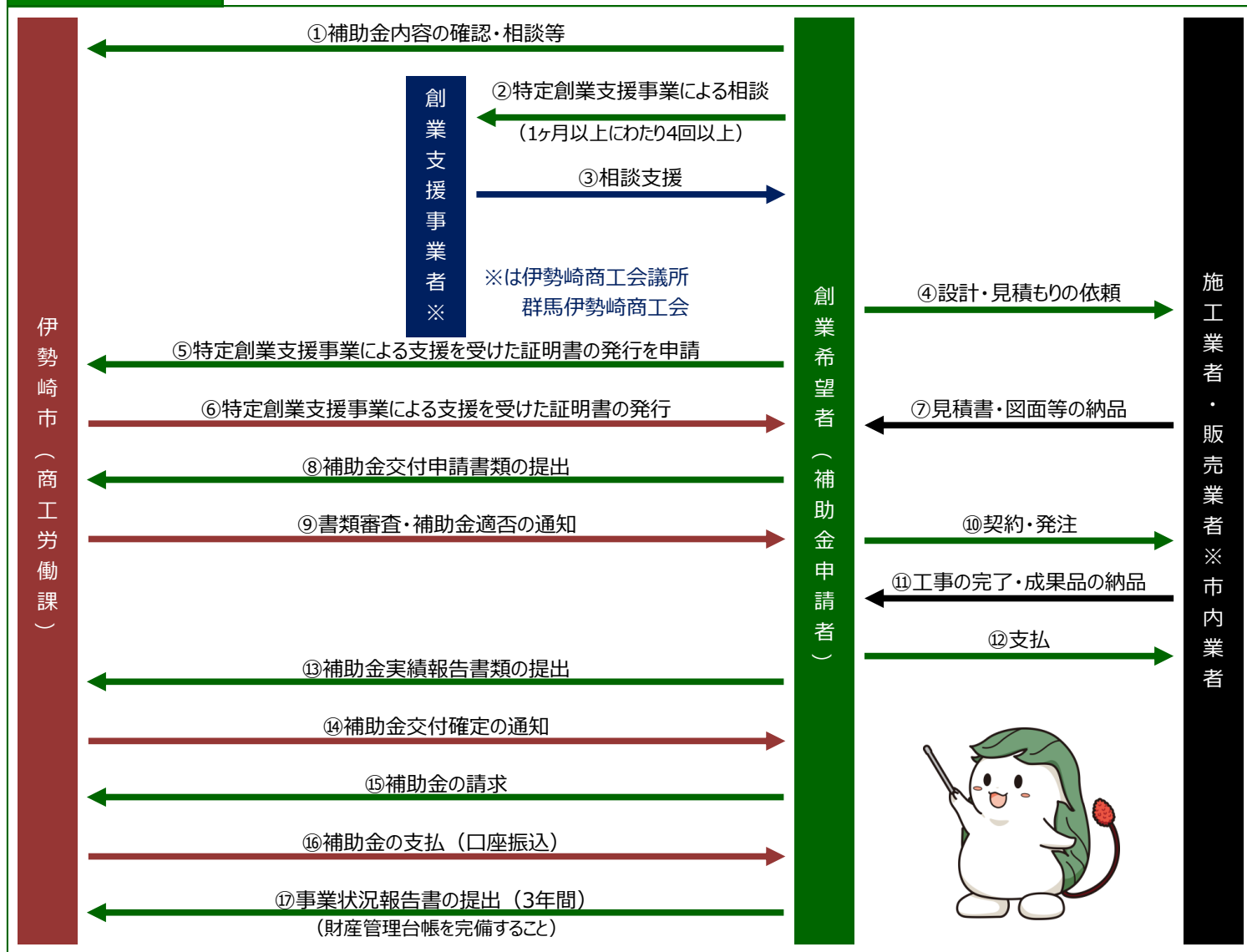


<手続きの流れ>



【参考】補助対象経費の具体例

※申請年度内に事業が完了するものであること

【対象工事の例】

- 屋根の改修（防水等）
- 室内のバリアフリー化
- ドアの交換・電動化、窓ガラス・サッシの交換
- 外壁の塗り直し
- 店舗看板、オーニング（日除け）の修復や設置
- 厨房（設備含む）の改修
- 給排水、衛生設備の修復等
- 業務用エアコン設置、その他空調に関するもの
- 店舗間仕切りの設置・変更等
- 床、壁、窓、天井等の塗り替え・張り替え等
- 客用洗面・トイレの改修や水周りに関するもの
- 事業所に係る設備工事等

など

【対象備品の例】

- 椅子、テーブル
- 商品陳列棚
- 業務用冷蔵庫・冷凍庫など（事務所の場合、対象外）
- 業務用エアコン（事業用として一体工事を伴う場合）
- 事業のみに利用される特定業務用ソフトウェアの導入
- その他業務上必要と認められるもの

など

【対象となる販促活動の例】

- 広告宣伝費（新聞折込、雑誌掲載、テレビCM等）
- パンフレット・チラシ印刷費
- ホームページ作成費
- オープン時プレゼント用のお客様向け記念グッズ製造

など

【対象とならない工事の例】

- 不動産の購入に係る費用
- 外構工事（ブロック塀、車庫、物置、倉庫等の設置・改修）
- 浄化槽の設置、修繕
- 清掃、白アリ駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布、消臭、塗布、抗菌処理等
- 屋外設備の設置
- 植木、剪定などの植栽に関するもの
- 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの
- 防犯カメラの設置
- 駐車場の整備
- 工事費が特段、高価と認められるもの
- 店舗等で必要性が認められないもの

など

【対象とならない備品の例】

- 事務用品（OA機器、FAX、カメラなど）や車両
- 家庭用電気機械器具（家電）
- 消耗品（用紙、文房具、書籍など）
- 自らの店舗で商品となり得るもの
- 備品購入費が特段、高価と認められるもの
- 店舗等で必要性が認められないもの

など

【対象とならない販促活動の例】

- 自らでチラシ等を印刷する場合の紙・インク代
- HP作成に係る家庭用ソフトウェア購入費
- 既設のホームページの維持管理費
- 切手・ハガキ等の購入費用

など

※上記は例であって、実際の補助対象経費は、事業計画書の内容を精査した上で判断します。

あなたの創業を応援します！

～伊勢崎市創業促進サポート補助金のご案内～

本市では、市内における創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、新たに市内で創業する方に対して、創業時に必要となる各種経費の一部を補助します。

※当該補助金の申請につきましては、申請前に伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業として、伊勢崎商工会議所又は群馬伊勢崎商工会において1ヶ月以上にわたり4回以上、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野について相談支援を受けていただく必要があります。また、審査の結果等によって補助金が交付できない場合もあります。

補助金の概要

補助率

補助対象経費の1／2以内

補助上限額

100万円

補助対象経費

【事業所改装費】

➤店舗・事業所等の開設に係る改装費

※対象工事に係る経費が10万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以上であること。

【備品購入費】

➤事業の実施に必要な備品の購入費

※備品の購入に係る経費が3万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以上であること。

【販売促進に係る経費】

➤販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット・チラシ印刷費、ホームページの作成費等
など

申請期間

平成30年5月1日(火曜日)から7月31日(火曜日)まで

※ただし、申請期間内であっても交付決定額が予算額に到達した時点で受付終了となります。

注意事項

※補助金の額に端数が生じた場合、1,000円未満の端数は切り捨てとします。

※いずれの経費にも、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含みません。

※この補助金の交付決定日以前に着手したものは対象とはなりません。

※国、県又は市が実施する他の補助制度の対象とするものは対象とはなりません。

※当補助金は3年間のモデル事業として実施します。

補助対象者等

補助対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 1 市内において当該補助金の申請年度内に創業すること。
- 2 市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していない者であること。
- 3 伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けた者であること。
- 4 個人が事業を開始する場合にあっては創業時において市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
新たに設立される会社が事業を開始する場合にあっては事業所が会社の本社又は主たる事務所であること。
- 5 開業に際して、法令等に基づく資格又は許認可が必要な業種については、交付申請時において既に取得している、又は取得することが確実と見込まれること。
- 6 交付申請時において他の法人の代表又は役員の職にない者であること。
- 7 3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則として週30時間以上営業を行う者であること。
※ただし、営業時間について、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 8 事業所の設置について、商工会議所、商工会、近隣商店街等への情報提供に同意する者であること。
- 9 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2条第3号及び第4号に規定する者でないこと。
- 10 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者でないこと。

補助対象外

また、次の要件のいずれかに該当する事業は、補助対象外となります。

- 1 伊勢崎市中小企業活性化資金融通促進条例（平成17年条例第232号）に基づく伊勢崎市中小企業活性化資金の対象とならない業種による事業
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項までに該当する事業
- 3 他の者が行っていた事業を承継して営む事業
- 4 フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- 5 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等が行う事業
- 6 その他市長が適当でないと認める事業



必要書類等

次の書類等の提出が必要となります。

申請時

※商工労働課へ直接提出（[手続きの流れ⑧](#)）

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 補助事業等に係る見積書の写し・カタログ等
- 補助事業等の実施場所に関する位置図
- 補助事業等着手前の現況写真（外観・内観）
- 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- 事業所改装に係る図面
- 市税に滞納がないことを証明する書類（市税の完納証明書）
- 伊勢崎市特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書
- 誓約書（様式第3号）
- その他市長が必要と認める書類

※ 注意事項

補助対象経費に係る施工業者等は原則、市内業者によるものとします。しかし、特殊な内外装工事等で市内の施工業者等では対応できない場合は、ご相談ください。

実績報告

※支払が完了した日から起算して30日以内に提出（[手続きの流れ⑬](#)）

- 補助金実績報告書（様式第8号）
- 補助事業等に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- 補助事業等に係る途中経過及び完了後の状況が分かる写真、書類等
- 事業所改装等に関し、建築関係法令等の許可等が必要な場合、その検査済証等の写し
- 事業所の営業種目及び具体的な営業内容が分かる書類等
- 個人事業主の場合にあっては税務署受付印の押印された開業届の写し、会社を設立した場合にあっては会社の登記事項証明書又は登記簿謄本若しくは抄本
- その他市長が必要と認めるもの

補助金請求

※商工労働課へ直接提出（[手続きの流れ⑮](#)）

- 補助金交付請求書（様式第10号）
- 通帳の写し（振込先が確認できる部分）

状況報告

※事業完了の翌年度から3年間商工労働課へ直接提出（[手続きの流れ⑰](#)）

- 補助金状況報告書（様式第15号）
- 決算書の写し又はこれに準ずるもの
- 財産台帳の管理（様式第13号）